

健康保険限度額適用認定証をお持ちの方へ

## 健康保険限度額適用認定証（以下「限度額証」）の返納及び更新のお知らせ

### 1. 限度額証の返納について

お手元の限度額証が有効期限（令和8年8月31日）間近となりました。

有効期限が過ぎた限度額証は、必ず返納しなければならないこととなっておりますので、**令和8年9月1日以降、当組合あて速やかに返納してください**（限度額証交付時に返信用封筒同封済みです。返信用封筒紛失等の場合、ご自身で封筒をご用意くださいますようお願いいたします）。

なお、紛失などで限度額証の返納ができないときは、以下の【限度額証返納不能届】欄に健康保険の記号・番号及び氏名を記載のうえ、当組合宛て郵送いただきますようお願いいたします。

#### 【限度額証返納不能届（紛失・廃棄により返納できないとき）】

- ・下欄に限度額証返納不能対象者の情報をご記入ください。
- ・き損、紛失した限度額証が見つかったときは、必ず当組合に返納してください。

| 記号 | 番号 | 限度額証返納不能対象者氏名 |
|----|----|---------------|
|    |    |               |
|    |    |               |

### 2. 令和8年9月1日以降の限度額証の更新について

#### ■マイナ保険証をご利用中の方へ

マイナ保険証に限度額適用区分が紐づいているため、更新の手続きは不要です。

#### ■マイナ保険証を利用していない方へ

引き続き限度額証が必要な場合は、更新の手続き（申請書提出）が必要です（[申請書はこちら](#)）。

なお、今後、マイナ保険証による受診に切り替えた場合は、限度額証の提示が不要となりますので、ぜひ、マイナ保険証をご利用ください（参考：[マイナンバーの健康保険証利用について](#)）。

※マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行での登録の他、医療機関等の窓口でも行えます。

#### ■マイナ保険証利用の有無に関わらず、次の（１）または（２）に該当する場合

- （１）マイナ保険証の対応（令和5年4月1日から義務化）が未だ整っていない医療機関等で高額な医療費が発生する場合、限度額証の提示が必要となるため、更新の手続き（申請書提出）が必要です（申請書に医療機関等名称の記入が必要）。
- （２）被保険者が低所得者（非課税者）に該当する場合、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（[申請書はこちら](#)）及び非課税証明書等（マイナンバーによる情報照会希望の場合、非課税証明書等の添付不要）をご提出ください。

※低所得者（非課税者）として認定された場合、限度額を引き下げることができます。

<照会及び送付先>

〒260-0013

千葉市中央区中央 3-10-4

千葉県医業健康保険組合

医療給付課 （電話：043-215-8205）